



| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 規 則 | |
| ◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県会計規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○包括外部監査契約の締結 (行政管理課) | 2 |
| ◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (会計管理課) | 2 |
| ◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (") | 2 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (3・27揭示) | 3 |
| 高知県監査委員訓令 | |
| ◎高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 4 |

規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第31号
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則 (平成20年高知県規則第32号) の一部を次のように改正する。
第5条第6号中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、同条第8項」を「第8条の2第6項」に、「同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第10項に規定する介護予

防短期入所療養介護及び同条第11項」を「同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第9項」に、「、同条第14項」を「、同条第12項」に、「並びに健康保険法等」を「、健康保険法等」に、「介護療養型医療施設」を「介護療養型医療施設並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号) 附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年4月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第32号**  
**高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則 (平成21年高知県規則第17号) の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「同条第2項」を「同条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。  
第8条第3号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号
高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県漁港管理条例施行規則 (昭和38年高知県規則第38号) の一部を次のように改正する。
第9条第1項第2号中「独立行政法人水産総合研究センター (独立行政法人水産総合研究センター法 (平成11年法律第199号) 第2条の独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター (国立研究開発法人水産総合研究センター法 (平成11年法律第199号) 第2条の国立研究開発法人

水産総合研究センター」に改め、同条第2項第7号中「適当と」を「適当であると」に改める。

第11条第1項中「別記第12号様式」を「知事に対して、別記第12号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「承認を受けた」を「承認を得た」に、「別記第13号様式」を「知事に対して、別記第13号様式」に改め、「知事に」を削る。

第12条第2項中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

第13条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。
別記第13号様式中「第27条」を「第27条後段」に改める。
別記第14号様式中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年4月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第34号**  
**高知県土地基本条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県土地基本条例施行規則 (平成14年高知県規則第38号) の一部を次のように改正する。  
第4条第1項第3号を次のように改める。  
(3) 国立研究開発法人森林総合研究所  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号
高知県会計規則の一部を改正する規則
高知県会計規則 (平成4年高知県規則第2号) の一部を次のように改正する。
第4条第2項第3号中「健康長寿政策課」を「健康長寿政策課、計画推進課」に、「及び建設管理課」を「、建設管理課及び教育委員会事務局スポーツ健康教育課」に改め、同項第4号中「、計画推進課」を削り、同項第5号中「農業基盤課」を「農業基盤課、森づくり推進課」に改める。
第7条第1項第3号中「第63条第1項第4号」を「第63条第1

項」に改め、同項第4号中「、計画推進課」を削り、「農業基盤課」を「農業基盤課、森づくり推進課」に改める。

別表第1の表中「出先機関（」を「出先機関（消防学校、」に、

| | |
|----------|------|
| 療育福祉センター | 事務局長 |
|----------|------|

を「

| | |
|------|-----|
| 消防学校 | チーフ |
|------|-----|

| | |
|----------|------|
| 療育福祉センター | 事務局長 |
|----------|------|

に改める。

別記第33号様式中

「（送付先：四国銀行事務統括部集中センター）」

を

「（送付先：四国銀行集中センター）」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成27年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,100万円をもって上限とする。

（1）基本費用 400万円

（2）執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額

（3）実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 松本 隆之

住所 高知市上町一丁目1-11 奥田ビル2階

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第193号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

| | | |
|-------------|---|---|
| 高知県立高知西高等学校 | 〃 | 〃 |
|-------------|---|---|

〃 を

| | | |
|---------------|---|---|
| 高知県立高知西高等学校 | 〃 | 〃 |
| 高知県産学官民連携センター | 〃 | 〃 |

〃 県庁支店 に改める。

高知県告示第194号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中「並びに計画推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」を削り、

| | |
|---|-------------|
| 林業振興・環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務 | 林業環境政策課の出納員 |
|---|-------------|

を

「

林業振興・環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務

林業環境政策課の出納員

森づくり推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務

森づくり推進課の出納員

に、「教育委員会事務局において」を「教育委員会事務局（教育委員会事務局スポーツ健康教育課を除く。）において」に、

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 教育委員会事務局高等学校課の出納員 |
|---------------------------------|-------------------|

を

| | |
|---------------------------------|-------------------|
| 教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 教育委員会事務局高等学校課の出納員 |
|---------------------------------|-------------------|

教育委員会事務局スポーツ健康教育課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務

教育委員会事務局スポーツ健康教育課の出納員

に改める。

別表第2中

| | | |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 計画推進課の出納員 | 計画推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 計画推進課の現金取扱員 |
|-----------|-------------------------|-------------|

を削り、

| | | |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 農業基盤課の出納員 | 農業基盤課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 農業基盤課の現金取扱員 |
| | | 税務課の徴収職員等 |

を

| | | |
|---------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 農業基盤課 の出納員 | 農業基盤課の所掌に係る歳入 金の収納に関する事務 | 農業基盤課 の現金取扱 員 |
| | | 税務課の徴 収職員等 |
| 森づくり推 進課の出納 員 | 森づくり推進課の所掌に係る 歳入金の収納に関する事務 | 森づくり推 進課の現金 取扱員 |
| | | 税務課の徴 収職員等 |

に、

| | | |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 精神保健福 祉センター の出納員 | 精神保健福祉センターの所掌 に係る歳入金の収納に関する 事務 | 精神保健福 祉センター の現金取扱 員 |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------------|

を

| | | |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 精神保健福 祉センター の出納員 | 精神保健福祉センターの所掌 に係る歳入金の収納に関する 事務 | 精神保健福 祉センター の現金取扱 員 |
| 産学官民連 携センター の出納員 | 産学官民連携センターの所掌 に係る歳入金の収納に関する 事務 | 産学官民連 携センター の現金取扱 員 |

に改める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第26号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 病院の表中「近森病院」を「社会医療法人近森会近森病院」に改める。
- 2 老人ホームの表中

| | |
|------------------|---------------|
| 軽費老人ホームケアハウスぬくもり | 香南市赤岡町1161番地2 |
|------------------|---------------|

を

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 軽費老人ホームケアハウスぬくもり | 香南市赤岡町1161番地2 |
| 社会福祉法人香南会軽費老人ホームケア ハウスまごの手 | 香南市吉川町古川340番地2 |

に改める。

- 3 身体障害者支援施設の表中

| | |
|--------------|----------------------|
| 障害者支援施設のぞみの家 | 香南市吉川町古川字外松ヶ瀬990番地50 |
|--------------|----------------------|

を

| | |
|---------------------------|----------------|
| 社会福祉法人香南会障害者支援施設のぞ みの家 | 香南市吉川町古川340番地2 |
|---------------------------|----------------|

に改める。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第3号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県代表監査委員 田中 克典

高知県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局事務決裁規程（昭和50年3月高知県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）高知県予算規則の規定により事務局長が行うこととされている事務の処理に関する事。

第5条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。